

雇用調整助成金

別枠の支給日数 300 日に ～補正予算成立で拡充へ～

現在、国会で審議されている第一次補正予算の成立とともに、東日本大震災に伴う雇用・労働関係支援策の一環として、すでに支給要件の緩和などを行っている雇用調整助成金について、①支給日数の別枠「300日」を設ける、②被保険者期間6ヵ月未満の人も雇用調整助成金の対象とする——新たな拡充をしていくこととなりました。対象となる事業所は、(a)東京都を除く災害救助法適用地域に所在する、(b)前項(a)の地域と一定規模以上の経済的関係を有する——事業所です。

雇用調整助成金は、3年間で休業300日に達

するまで受給できることになっていますが、現在は震災発生以前に受給していた場合はこの期間が合算されることになっていましたが、今回の措置によって震災特例対象期間は別枠でカウントされることとなります。また、被保険者期間が短い方も対象となることにより、より多くの労働者がこれに該当することになります。

雇用調整助成金の対象を拡充する今回の措置実現に向けて、JAM組織内の津田やたろう参議院議員が、粘り強く厚生労働省に対して要望を重ねていました。

- ① 災害救助法適用地域(東京都を除く)に所在する事業所
- ② ①の地域と一定規模以上の経済的関係を有する事業所

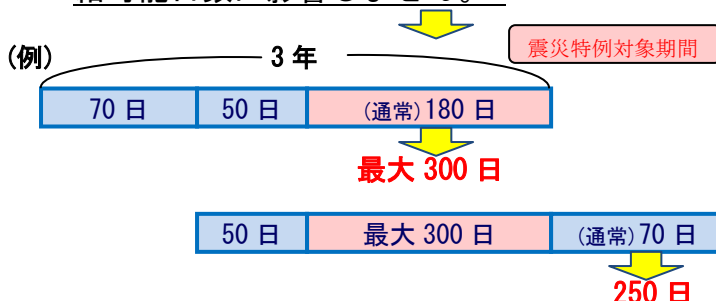
については、以下の特例が設けられます。

◆支給日数の別枠(300日)を設けます。

原則：3年間で休業300日に達するまで受給できる。

⇒ 特例により、特例の支給対象期間においては、これまでの支給日数にかかわらず、**最大300日の受給**が可能になります。

また、特例の支給対象期間中の支給日数は特例終了後の受給可能日数に影響しません。



◆被保険者期間6ヶ月未満の人も雇用調整助成金の対象とします。

原則：平成23年7月1日以降、被保険者期間が6ヶ月未満の人は助成対象とならない。

⇒ 特例により、**被保険者期間6ヶ月未満**の人であっても、**雇用調整助成金の助成対象**とします。